

議第 7 8 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員） 第 3 5 条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>2 0 人</u>につき一人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>3 0 人</u>につき一人以上とする。ただし、1 の保育所につき二人を下回ることはできない。	（職員） 第 3 5 条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>1 5 人</u>につき一人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>2 5 人</u>につき一人以上とする。ただし、1 の保育所につき二人を下回ることはできない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 3 5 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 3 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。